

社労士会労働紛争解決センターの概要と統計

社労士会労働紛争解決センターは、平成 16 年 12 月 1 日に公布された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR 法) 第 5 条に基づく法務大臣の認証と、平成 17 年 6 月 10 日に公布された第 7 次改正社会保険労務士法第 2 条第 1 号の 6 に基づく厚生労働大臣の指定を受けて設立された、社労士による個別労働紛争解決のための機関です。京都府社会保険労務士会が最も早く ADR 機関としての認証を取得しました。平成 20 年 6 月 9 日に法務大臣の認証を得、同月 13 日に厚生労働大臣の認証を取得し、同日「社労士会労働紛争解決センター 京都」を業務開始いたしました。その後、全国社会保険労務士会連合会で ADR 機関の認証を取得し、全国の都道府県社会保険労務士会もそれぞれ ADR 機関としての認証を得るに至りました。現在、社会保険労務士会では、栃木会と大分会を除いた 45 都道府県および連合会の 46 か所で ADR 機関の認証を取得し、それぞれ活動しております。

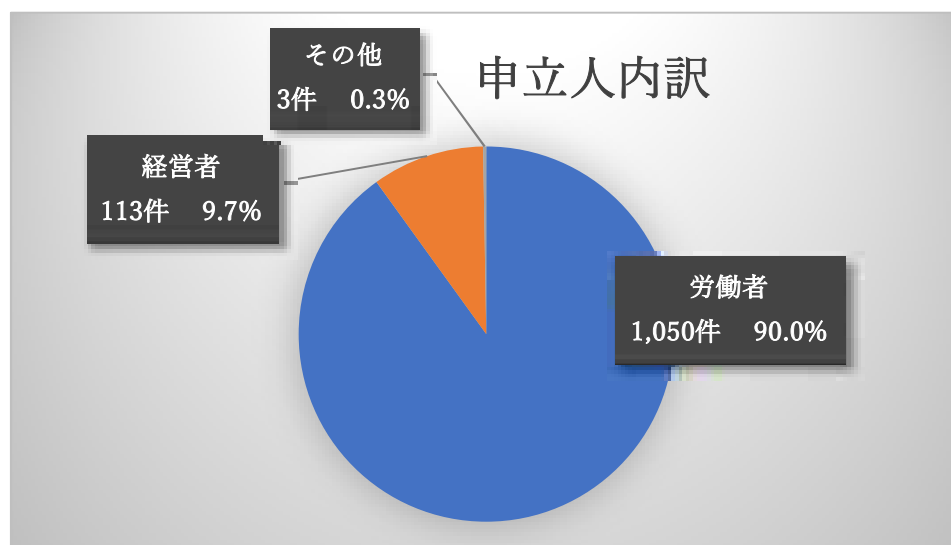
以下は、全国の社会保険労務士会で行われたあっせんの合計数です。

令和元年度まで（令和 2 年 3 月 31 日まで）の受付件数……1,166 件

年度ごとの受付件数

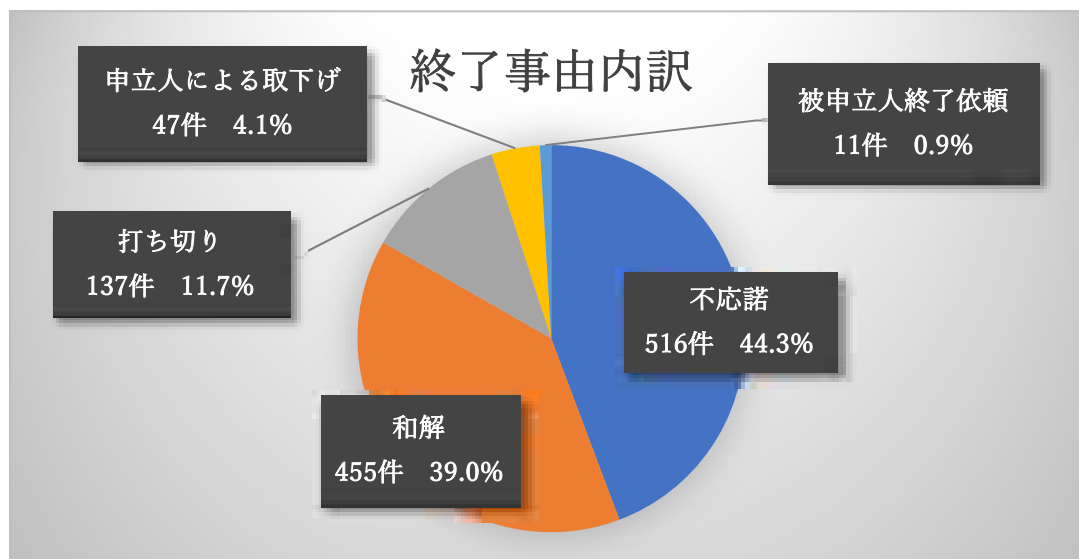
H21 度	H22 度	H23 度	H24 度	H25 度	H26 度	H27 度	H28 度	H29 度	H30 度	R 元度
13	45	83	143	179	181	149	109	99	94	71

申立人内訳

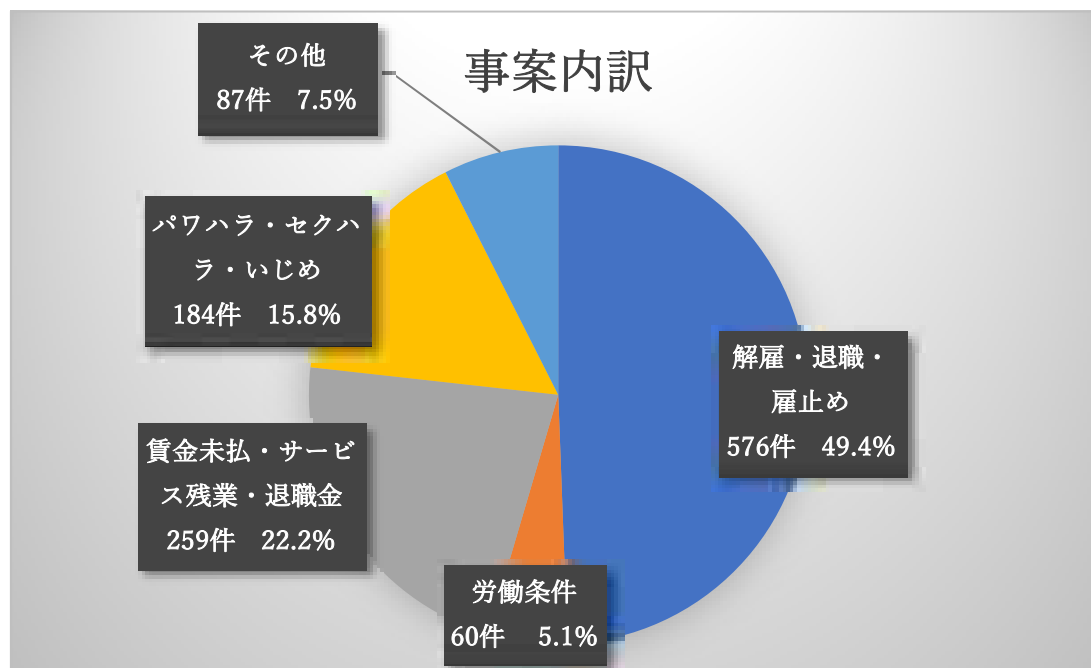


※「その他」は、労働者・経営者双方申立

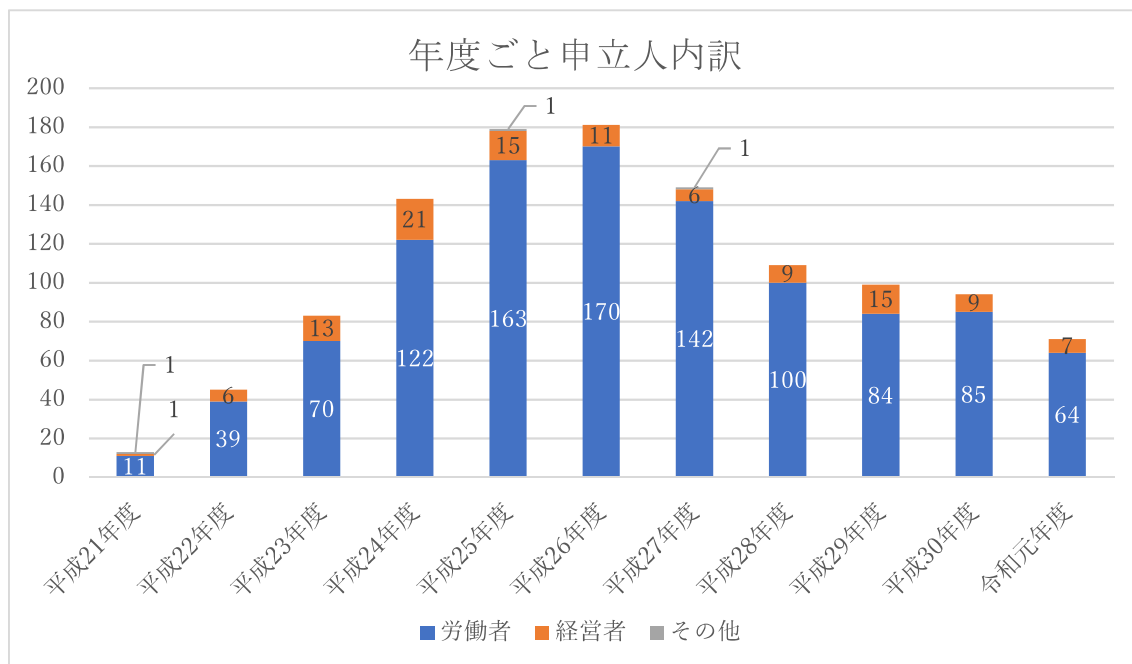
終了事由内訳



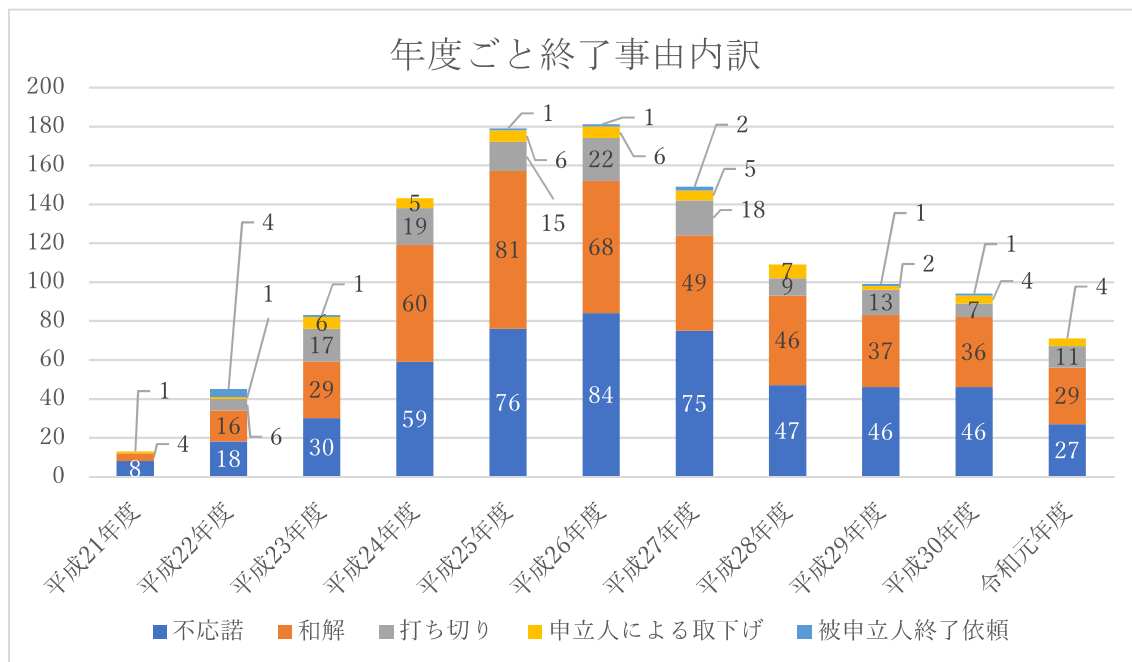
事案内訳



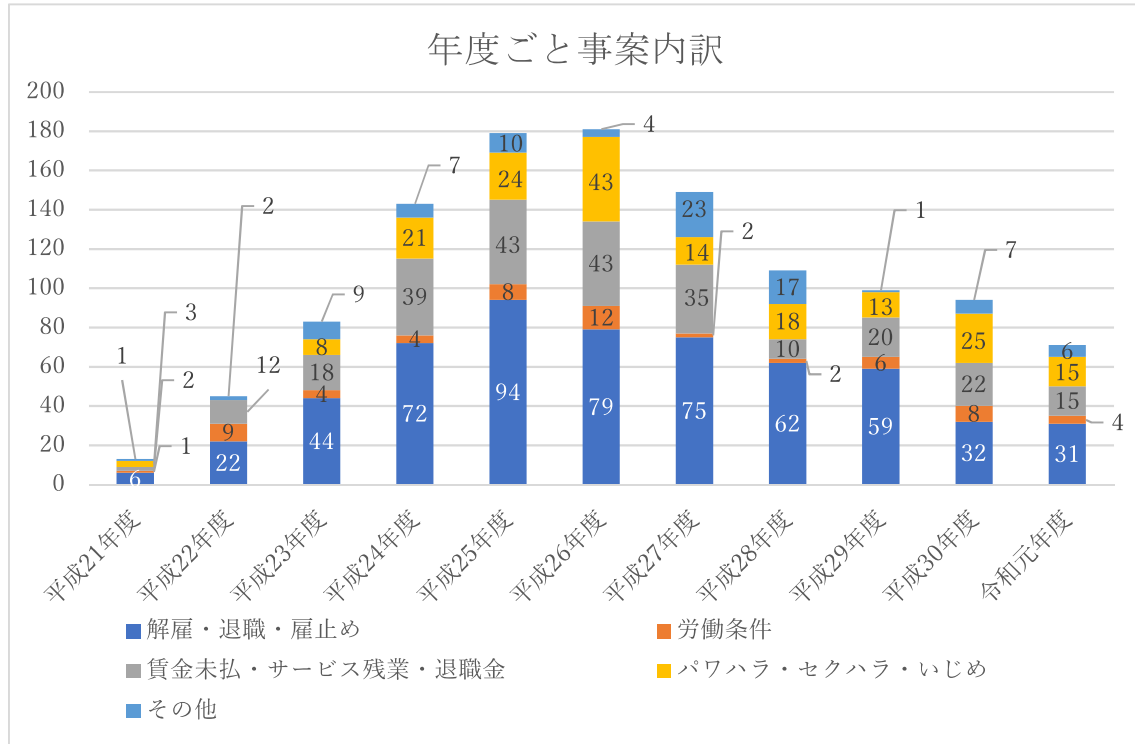
年度ごと申立人内訳



年度ごと終了事由内訳



年度ごと事案内訳



運営体制

運営体制については、各センターにあっせん手続に関し助言等を行う弁護士1人を任命している。あっせん委員には、原則として特定社会保険労務士が任命されているが、弁護士と共同であっせん委員としているセンターもある。